

「学校いじめ防止基本方針」

徳島県立穴吹高等学校

いじめ等が発覚した場合、学校としてどのように対処し解決していくか、また問題解決のための組織づくりや、未然防止等の方策について以下のとおり定める。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度や、他者の痛みや感情を共感的に受容するための感受性を身につけ、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳や生命が守られるよう未然防止のため全教職員が一丸となり取り組む。
- (3) いじめを早期に認知するため、ささいな事象であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に対応する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、こども女性相談センター（児童相談所）等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織の構成

管理職・主幹教諭・生徒指導課長・生徒指導課員・人権教育課長・保健防災課長（教育相談担当教員）・教務課長・学年主任・学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員・学校医等により「学校いじめ対策組織委員会」として編成し、この組織を中核として問題の早期解決を図る。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、養護教諭、副担任等生徒が相談しやすい教職員を組織員に追加する。

※当組織は、必要に応じて外部の専門機関及び有識者（スクールカウンセラー・スクールプロフェッサー）の助言を得ることとする。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 機に応じては緊急に会議を開き、情報の迅速な共有や、指導・支援体制の強化、対応方針の決定を速やかに行う。

3 教育相談体制について

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 集会やホームルーム活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑥ 毎年4月と9月を「いじめ防止強化月間」とし、いじめ等防止の啓発活動を実施する。
- ⑦ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではなく、人権侵害や重大な事件につながる恐れがあることを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県教育委員会が学校ネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、改正刑法により厳しくなった刑事罰等が適用されることにも触れて指導を行う。

- ⑧ 生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑨ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑩ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑪ 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑫ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・こども女性相談センター（児童相談所）との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組を明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 日常的にいじめの発見に努め生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的を実施することに加え、「個別面談」等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「学校いじめ対策組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭，養護教諭，スクールカウンセラー，特別支援教育コーディネーター等，学校内の専門家との連携に努める。特にけんかやふざけ合い，けが等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い，生徒の言動等に注意を払うとともに，気付いたことについて教職員の情報共有を行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり，けがをしていたりした場合は，必ずその理由を確認し，保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し，いじめを認知した場合には慎重かつ速やかに適切な対処を行う。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「学校いじめ対策組織」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ① いじめられた生徒が安心して登校、教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ② 複数教員による家庭訪問を行う。
- ③ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ④ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑤ 教育相談担当教員とも連携を図り、必要な場合にはスクールカウンセラーの活用等心のケアに取り組む。
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する十分な反省を促す。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い（もしくは来校をしていただき）、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒による主体的ないじめ問題防止への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 関係機関への相談・通報と連携

- ① 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，ためらうことなく早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて県教育委員会の学校ネットパトロールや警察，法務局に協力を求める。

(6) いじめの解消状態

少なくとも，次の二項目が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。「学校いじめ対策組織」において，より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた生徒が，心身の苦痛を感じていないこと。学校いじめ対策組織委員が面談等を実施する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため，年に一回以上，いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対応

- (1) いじめにより，生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じたり，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき，重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに，県教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体となるときは，「重大事態対応チェックシート」や「重大事態対応マニュアル」を参考に迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取り組み等について，学校評価と教員評価の項目に位置づけ評価する。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い，年間計画で決めた期間の終わりにには，結果を踏まえて年間の取組について適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には，その原因を分析し，次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・いじめはどの子供にもどこの学校にも起こり得ることを踏まえ、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・いじめについての共通理解，生徒の状況等の情報共有や組織的に取り組む学校の体制づくりを図る。
- ・コミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団活動を行い，いじめの未然防止を図る。
- ・定期的にアンケートや面談・教育相談を行い，生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

月	行事等	対象	担当課
4月	いじめ防止強化月間	全校生徒	生徒指導課
	教員研修（学校いじめ防止基本方針の説明等）	教員	生徒指導課
	第1回部活動生集会	全入部生徒・教員	特別活動課
	個人面談	全校生徒	各学級担任
	ケイタイ電話安全教室	全校生徒	生徒指導課
	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
5月	第2回部活動生集会	全入部生徒・教員	特別活動課
	人権HR活動	全校生徒	人権教育課
	人権教育講演会	全校生徒・教員	人権教育課
	P T A総会（学校いじめ防止基本方針等の説明）	保護者	生徒指導課
	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
6月	人権HR活動	全校生徒	人権教育課
	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
	人権HR活動	3年生	人権教育課
7月	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
	第1回いじめ等のアンケート調査 生活安全教室	全校生徒 全校生徒	生徒指導課 生徒指導課
	3者面談	全校生徒	各学級担任
9月	いじめ防止強化月間	全校生徒	生徒指導課
	人権HR活動	全校生徒	人権教育課
	第3回部活動生集会	全入部生徒・教員	特別活動課
	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
	教員研修（いじめの未然防止等について）	教員	生徒指導課
10月	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
11月	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
	人権HR活動	1・2年生	人権教育課
12月	第2回いじめ等のアンケート調査	全校生徒	生徒指導課
	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課

1月	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
	人権HR活動	1・2年生	人権教育課
2月	教育相談（スクールカウンセラー）	全校生徒	保健防災課
3月	第3回いじめ等のアンケート調査	1・2年生	生徒指導課
	1年間の取り組み点検・評価 次年度の計画	教員	生徒指導課
	教育相談（スクールカウンセラー）	1・2年生	保健防災課